

《ご説明》

『さいきオーガニック憲章』（仮称）の策定について

佐伯市では、平成 20 年 12 月に佐伯市食育推進会議条例を制定。食育や食のまちづくりについて市民の有識者等で審議を始め、平成 21 年 3 月には、大分県下初となる「食のまちづくり条例」を制定しました。その後、「さいき「食」のまちづくりレシピ」という食育推進計画を策定し、家庭や地域、学校等における食育活動を中心として数多くのソフト事業に取り組んできました。

この間、第 2 次佐伯市総合計画に、オーガニックの普及・促進を明記するとともに、第 3 次食育推進計画においてもオーガニックの推進として、自然環境に負荷をかけず、持続可能な食のまちづくりを進めることをうたっています。

こうした背景の中、佐伯市食育推進会議において、食の生まれる豊かな自然環境を保全し、未来へ繋ぎ続ける取組として、オーガニックのまちづくりをより一層推進していくための指針が必要であるとの意見をいただき、今般、市民活動の礎となる「オーガニック憲章」の制定を目指す運びとなりました。現在は、佐伯市食育推進会議に諮問をかけ、その内容について審議を進めています。

『さいきオーガニック憲章』における「オーガニック」の定義

佐伯市の豊かな自然環境や生態系を守り、持続可能な未来を創る観点から、健康・環境・暮らし・まちづくり等を総合的に考え、実践していく言葉とします。

『さいきオーガニック憲章』を策定する目的

佐伯市の豊かで美しい山、川、海は地域の宝であり、私たち市民は将来にわたり、この恵まれた自然環境を守り続けていく必要があります。「オーガニック」をキーワードとして市民が主体となって環境を守り、持続可能なまちづくりに努めていくことを目的とします。

憲章とは

普遍的で根本的な方針などを宣誓するもの。今後の長期的なまちづくりの方向性を示すものです。

☆『さいきオーガニック憲章』の策定イメージ

- 安全・安心なオーガニックのまちをめざす佐伯市の礎を築く。
- 子どもから高齢者まで、誰にでもできるだけ分かりやすい内容にする。
- 市民の意見や感覚を尊重し、暮らしに根付く指針にする。
- 慣行の取組等の否定ではなく、未来志向の内容にする。

※素案は次ページ

『さいきオーガニック憲章』素案

(佐伯市食育推進会議等で審議を進めている素案です)

『さいきオーガニック憲章』

自然環境にやさしい、持続可能なまちを繋ぎ続けるため、
ここに『さいきオーガニック憲章』を定めます。

私たち佐伯人は、オーガニックを学び、楽しみながら…

- 水や空がよろこぶことをします
- 森や土がよろこぶことをします
- 心や体がよろこぶことをします
- わたしがよろこぶことをします
- だれかがよろこぶことをします